

空き
情報

[illegible]

小規模多機能型居宅介護とは？

小規模多機能型居宅介護とは、高齢者が住み慣れた家や地域での生活を維持することができるようにするために、2006年4月から市町村管轄の「地域密着型サービス」として創設された介護保険サービスです。

また、ケアマネジャーは小規模多機能型居宅介護の事業所に所属している者が担当することにより、ケアプランの作成やご利用者の心身の状態、家庭状況などを把握することができます。

小規模多機能型居宅介護



小規模多機能型居宅介護の特徴とは？

- ❖ 通い・訪問・泊まりの全てのサービスを1つの事業所との契約で利用することができる
- ❖ 通いサービスは「午前中だけ」「午後だけ」など短時間の利用も可能
- ❖ いつも顔なじみの職員がケアを行うため、職員と利用者の交流が図りやすい
- ❖ 24時間365日対応なので、緊急時にも臨機応変に利用が可能（看護師も配置。但し、人数や時間に規定はなし）
- ❖ 少人数登録制であることと顔なじみの職員と利用者であるため、楽しく家庭的な雰囲気を提供
- ❖ 1カ月あたりの利用料が定額なため、介護保険利用の限度額を超える心配がない

《注意事項》

- ❖ 外部の通所介護、訪問介護、ショートステイなどのサービスはご利用になれません（但し、訪問看護・訪問リハビリ・福祉用具貸与等に関しましては、介護保険サービス内であればご利用になれます）
- ❖ 地域密着型サービスのため、原則として住所地の市町村の事業所のみ利用可能（ぼやあ樹の場合は横浜市在住の方）
- ❖ 食事、宿泊費は介護保険給付対象外サービスとなります（ご利用者様10割負担）
（入浴や送迎等は定額の介護保険料に含まれているため、自費でのご請求はありません）